

高等学校等就学支援金（令和3年7月申請）の提出書類について

◇就学支援金（令和3年7月申請）をご申請の方へ

本制度ではマイナンバー制度を活用しています。

前回申請時に提出いただきました書類及び審査結果により、申請者ごとに7月の申請に必要な書類が異なりますのでご注意ください。申請に必要な書類は次のとおりとなります。

◇過去のご申請時にマイナンバーカード等の写しを提出済の方

前回の審査結果が認定だった方

- 継続にあたっての確認票の提出が必要です。（保護者等の状況に変更がないかを確認させていただきます）
高等学校等就学支援金申請書（収入状況届出書）及びマイナンバーカード等の写しの提出は不要です。

前回の審査結果が不認定（資格消滅）だった方

- 申請をされる場合は、高等学校等就学支援金申請書（受給資格認定申請書）の提出が必要です。
マイナンバーカード等の写しの再度の提出は不要です。

◇前回のご申請時に生活保護受給証明書を提出された方

7月1日現在、生活保護受給世帯の方

- 継続にあたっての確認票及び生活保護受給証明書の提出が必要です。
高等学校等就学支援金申請書（収入状況届出書）の提出は不要です。

7月1日現在、生活保護受給世帯ではなくなった方

- 継続にあたっての確認票及びマイナンバーカード等の写しの提出が必要です。
高等学校等就学支援金申請書（収入状況届出書）の提出は不要です。

◇これまでに一度も就学支援金の申請をしていらっしゃらない方

- 申請をされる場合は、高等学校等就学支援金申請書（受給資格認定申請書）及びマイナンバーカード等の写しもしくは生活保護受給証明書の提出が必要です。

ご不明な点がございましたら、お通いの学校事務室、もしくは下記連絡先までお問い合わせください。

<本件連絡先>

教育庁 施設財務課 歳入・会計指導グループ

TEL 06-6941-0351（代表）

※内線 6913 もしくは 6914 をご指定ください